

三木市クリーンセンター施設整備・運営事業

## 入札説明書

令和5年7月

三木市

# 目 次

第1章	用語の定義	1
第2章	本書の位置付け	3
第3章	事業の概要	4
1	事業名称	4
2	事業の対象となる公共施設等の種類	4
3	公共施設等の管理者	4
4	事業の目的	4
5	施設の計画概要	4
6	事業方式	4
7	契約の形態	4
8	事業期間	5
9	事業期間終了後の措置	5
10	本事業の対象となる業務範囲	5
11	事業者の収入について	6
12	関係法令等の遵守	7
13	本事業に関する提示条件等	7
第4章	事業者の募集及び選定に関する事項	9
1	事業者の募集及び選定の方法	9
2	事業者の募集及び選定スケジュール	10
3	総合評価審査委員会の設置	10
4	入札参加手続き等	11
5	入札参加にあたっての留意事項	16
6	応募者の参加資格要件	17
第5章	落札者の決定に関する事項	21
1	入札に関する注意事項	21
2	提案書の審査	21
3	落札者の決定	22
4	本契約締結までの取扱い	22
5	事業契約に関する事項	22
6	その他	23

## 第1章 用語の定義

用語	定義
本市	兵庫県三木市をいう。
本事業	三木市クリーンセンター施設整備・運営事業をいう。
本施設	三木市クリーンセンター（し尿処理施設）をいう。
汚泥再生センター	し尿及び浄化槽汚泥を処理し、発生した脱水汚泥を助燃剤として資源化する施設をいう。
プラント	本施設のうち、し尿処理に必要な全ての設備（機械設備、電気設備及び計装設備等）を総称していう。
DBO方式	Design（設計）、Build（建設）、Operate（運営）を民間事業者に一括して委ねる事業手法をいう。
事業者	本市と本事業の基本契約を締結する者をいう。本施設の設計・施工を行う者及び本施設の運営を行う者で構成される。
SPC	本施設の運営・維持管理業務の実施のみを目的として設立される特別目的会社（Special-Purpose-Company）をいう。
工事事業者	本市と工事請負契約を締結する者で、本施設の設計・施工を担当する者をいう。
運営事業者	本市と運営・維持管理業務委託契約を締結する者で、本施設の運営・維持管理を担当する者をいう。
JV	本施設の設計・施工業務又は運営・維持管理業務について、一定の要件を満たす企業によって設立する共同企業体をいう。
応募者	本事業の入札手続きに参加する企業又は企業グループをいう。
代表企業	入札手続きにおいて応募者の代表を務め、プラント設備の設計・施工を担当する企業をいう。なお、SPCを設立する場合は、運営事業者に出資を行う。
構成員	設計・施工業務又は運営・維持管理業務を担当する企業をいう。なお、SPCを設立する場合は、運営事業者に出資を行う。
落札者	応募者の中から本事業を実施する者として、本市が選定した者をいう。
交付金	循環型社会形成推進交付金（環境省）をいう。
廃棄物処理法	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）をいう。
事業実施区域	本事業を実施する区域をいう。
入札説明書等	本事業の入札公告に際して公表する入札説明書、要求水準書、基本仮契約書（案）、工事請負仮契約書（案）、運営・維持管理業務委託仮契約書（案）、落札者決定基準書等の書類をいう。
事業契約	基本契約、工事請負契約及び運営・維持管理業務委託契約の総称をいう。
基本協定	落札者の選定後、本事業開始のための準備行為等に関する基本的事項等について、本市と落札者の間で締結される協定をいう。
基本契約	事業者の本事業を発注するための基本的事項について、本市と事業者で締結する契約をいう。
工事請負契約	本事業の設計及び施工の実施のために、基本契約に基づき、本市と工事事業者が締結する契約をいう。

運営・維持管理業務 委託契約	本事業の運営の実施のために、基本契約に基づき、本市と運営事業者が締結する契約をいう。
設計・施工業務	本事業のうち、本施設の設計・施工に係る業務をいう。
運営・維持管理業務	本事業のうち、本施設の運営・維持管理に係る業務をいう。
要求水準書	事業者に対し要求する必要最小限の業務の範囲、実施条件、業務内容等の水準を示したものをいう。
要求水準書 設計・施工業務編	本事業における設計・施工業務に係る「三木市クリーンセンター整備工事 要求水準書」をいう。
要求水準書 運営・維持管理業務編	本事業における運営・維持管理業務に係る「三木市クリーンセンター運営・維持管理委託業務 要求水準書」をいう。
要求水準	要求水準書等に規定される、本施設が備えるべき性能及び機能等をいう。

## 第2章 本書の位置付け

本入札説明書は、本事業を実施するにあたり適用するものであり、本事業に係る入札公告に基づく民間事業者の選定等については、関係法令に定めるもののほか、本入札説明書を含む関連書類による。

なお、入札公告時に公開する関連書類は、本入札説明書と一体のもの（以下、本入札説明書も含め「入札説明書等」という。）である。

本事業に係る入札への参加を希望する者は、入札説明書等に記載された民間事業者の役割を十分理解した上で、入札説明書等に沿って、本事業の目的に合った条件で、応募資料等の作成等を行うものとする。

### 【入札公告時に公開する書類（入札説明書等）】

- ① 入札説明書
- ② 要求水準書【設計・施工業務編】
- ③ 要求水準書【運営・維持管理業務編】
- ④ 落札者決定基準書
- ⑤ 様式集
- ⑥ 基本協定書（案）
- ⑦ 基本仮契約書（案）
- ⑧ 工事請負仮契約書（案）
- ⑨ 運営・維持管理業務委託仮契約書（案）

### 第3章 事業の概要

#### 1 事業名称

三木市クリーンセンター施設整備・運営事業

#### 2 事業の対象となる公共施設等の種類

汚泥再生処理センター

#### 3 公共施設等の管理者

三木市長 仲田 一彦

#### 4 事業の目的

本事業は、昭和61年11月に竣工した三木市クリーンセンター（し尿処理施設）が供用開始後 30年以上が経過しており老朽化していることから、本施設を汚泥再生センターへ改修工事を実施するとともに、事業者の経営能力及び技術的能力等の民間ノウハウを活用することにより、施設の効率的な運営を行うことを目的とする。

#### 5 施設の計画概要

本施設の概要を表1に示す。

表1 本施設の概要

名 称	三木市クリーンセンター
施工場所	兵庫県三木市別所町小林525-2
処理方式	固液分離希釈方式（下水道放流）
施設規模	既 設： 60 kL/日（生し尿 29.0 kL/日、浄化槽汚泥31.0 kL/日） 本工事： 25 kL/日（生し尿 6.6 kL/日、浄化槽汚泥18.4 kL/日）
資源化方式	助燃剤

#### 6 事業方式

本事業は、本施設の設計・施工及び本施設の運営に係る業務を事業者が一括して行うDBO方式により実施する。

本市は本施設の設計・施工及び運営に係る資金を調達し、本施設を所有する。また、本事業の運営期間は15年とする。

#### 7 契約の形態

(1) 本市は、落札者の選定後、基本協定を落札者と締結する。

(2) 本市は、基本協定に基づき、事業者と相互に協力し本事業を円滑に実施するため本事業に係る基本契約を締結する。

- (3) 本市は、基本契約に基づき、工事事業者と本事業に係る工事請負契約を締結する。
- (4) 本市は、基本契約に基づき、運営事業者と本事業に係る運営・維持管理業務委託契約を締結する。
- (5) 特定事業契約の締結主体を「入札説明書添付資料-1 事業スキーム図」に示す。

## 8 事業期間

事業期間は次のとおりとする。

- (1) 設計・施工業務期間：事業契約締結日から令和8年3月末（予定）まで  
（試運転を含む正式引渡しまでの期間）
- (2) 運営・維持管理業務期間：令和8年4月1日から令和23年3月31日まで

## 9 事業期間終了後の措置

事業者は、事業期間終了後に本施設を本市の定める明け渡し時における施設の要求水準を満足する状態を保って、本市に引き継ぐものとする。

## 10 本事業の対象となる業務範囲

各項目の詳細については「三木市クリーンセンター施設整備・運営事業 要求水準書 設計・施工業務編、運営・維持管理業務編」及び「三木市クリーンセンター施設整備・運営事業 要求水準書 運営・維持管理業務編 業務範囲分担表」に示すとおりとする。

### (1) 事業者が行う主たる業務

#### ア 本施設の設計・施工

- (ア) 本事業に必要な調査及び事業者が行うべき諸官庁届出業務
- (イ) 本施設の設計・施工（プラント工事、土木建築工事、清掃・撤去工事）
- (ウ) 試運転及び運転指導
- (エ) 現地調査（DXN曝露防止対策に関するDXN分析等）
- (オ) 本市が行う交付金申請等必要な諸官庁届出等の支援
- (カ) 本市が行う近隣住民対応などのその他必要な支援

#### イ 本施設の運営・維持管理業務

- (ア) 受付業務
- (イ) 各設備の運転操作及び監視業務
- (ウ) 各設備作動状況と処理機能の確認・点検調整業務
- (エ) 各計測機器作動状況と運転機能の確認・点検調整業務
- (オ) 各単体機器及び器具類の日常点検・注油・分解・増締め・部品交換・小修理
- (カ) 電気・計装設備の日常保守点検業務
- (キ) 薬品・油脂類等の調達・調合・充鎮・交換業務
- (ク) 運転維持管理上必要な日常的測定分析業務及び計測業務
- (ケ) 各設備の定期点検整備（法定点検を含む）
- (コ) 施設内外の清掃、除草等の作業
- (サ) 植栽等への散水、剪定、消毒作業
- (シ) 各種記録・運転管理日誌、月報、年報等の作成・提出
- (ス) その他、施設の運転維持管理に関して必要な一切の業務
- (セ) 災害時における対応

- (ソ) 作業時間外における異常警報・通報への対応
- (タ) 沈砂の処分先への搬出・運搬作業
- (2) 本市が行う主たる業務
  - ア 本施設の設計・施工業務に関する業務
    - (ア) 用地の確保
    - (イ) 住民対応
    - (ウ) 本施設の交付金申請手続など必要な諸官庁届出業務
    - (エ) 本施設の設計・施工監理
    - (オ) その他これらを実施する上で必要な業務
  - イ 本施設の運営・維持管理業務に関する業務
    - (ア) 住民対応
    - (イ) 運営モニタリング
    - (ウ) 本施設へのし尿等の搬入
    - (エ) 脱水汚泥の処分先への搬出・運搬
    - (オ) 建築物、建築機械設備、建築電気設備の維持管理業務
    - (カ) その他これらを実施する上で必要な業務

## 11 事業者の収入について

本市は、事業者に対して、対象とする本件施設の設計・施工業務、運営・維持管理業務のサービス対価を支払うものとする。

### (1) 設計・施工業務費

本市は、事業者に対して、設計・施工業務に係る対価を設計・施工期間中に年度ごとの出来高に応じて支払う。

ただし、下記アからウまでの支払いに係る条件の範囲で支払いを行うものとする。

なお、本市は、国の循環型社会形成推進交付金を活用する予定である。事業者は、本市が国の交付金を受領できるように必要な資料の作成等の協力を行うこととする。

ア 各会計年度の支払いは、本市の支払限度額の範囲において事業者が提案した当該年度の出来高予定額に対し、市が出来高検査で認めた額を上限とする。なお、支払方法、条件の詳細は、事業契約書（案）に示す。

イ 事業者からの求めがあった場合、本市の支払い条件範囲内で前払金を支払う。なお、支払方法、条件の詳細は、事業契約書（案）に示す。

ウ 設計・施工業務期間中において、施設が完成し、運営・維持管理業務が開始されるまでに本市が実施する施設の完成検査に合格した際に、出来高予定額の全額が支払われるものとする。

### (2) 運営・維持管理業務費

本市は、事業者に対して、運営・維持管理業務委託に係る対価を業務委託期間中に支払う。ただし、下記の支払いに係る条件の範囲で支払いを行うものとする。

ア 運営・維持管理業務委託費は、固定費と変動費の合算として算出する。

イ 固定費は、委託費のうち、本件施設における廃棄物の処理量（以下「廃棄物処理量」という。）に係らず、本件施設の運営・維持管理に伴って一定の費用が生じる固定

的な経費として算出するものとする。

変動費は、委託費のうち、廃棄物処理量に応じて必要とする費用が変動する変動的な経費として算出するものとする。

なお、支払方法、条件の詳細は入札説明書添付資料－3に示す。

## 12 関係法令等の遵守

本市及び事業者は、本事業を実施するにあたり必要とされる廃棄物処理法などの関係法令（関連施行令、規則、条例等を含む。）等を遵守しなければならない。

## 13 本事業に関する提示条件等

### (1) 想定されるリスクの分担

#### ア 基本的な考え方

本事業におけるリスク分担の考え方は、本市と事業者が適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供を目指そうとするものである。設計・施工業務、運営・維持管理業務に伴うリスクは原則として事業者が負うものとするが、本市が分担すべき合理的な理由があるリスクについては、本市がリスクを負うこととする。

#### イ 想定されるリスクの分担

本市と事業者のリスク分担の詳細は、「三木市クリーンセンター施設整備・運営事業 要求水準書 運営・維持管理業務編 リスク分担表」、基本仮契約書（案）、工事請負仮契約書（案）及び運営・維持管理業務委託仮契約書（案）において定める。

### (2) 業務の委託等

S P Cを設立する場合、業務の全部又は一部を構成員に委任し又は請け負わせることができる。S P Cの設立の有無に関わらず、本入札説明書に定めるもので構成員以外の者へ委託し又は請け負わせる場合は事前に本市の承諾を得るものとする。

### (3) 雇用等の地元企業への配慮

雇用については、本市内の人材の雇用に配慮するとともに、関係法令等に基づく雇用基準等を遵守すること。下請人等を選定する際は、本市内に本店又は本社を有する者（建設業法（昭和24年 法律第100号）に規定する主たる営業所を含む）（以下「地元企業」という。）を優先し選定するよう努めること。ただし、工事の性質等により地元企業に発注することが適当でない場合は、本市内に営業所を有する業者を優先し選定するよう努めること。また、資機材等の調達、納品等においても同様とする。

### (4) 事業の継続が困難となった場合の措置

#### ア 事業者の責めに帰すべき理由により事業の継続が困難となった場合

(ア) 事業者が、事業契約で定める事業者の責めに帰すべき理由により債務不履行又はその懸念が生じた場合、本市は、事業者に対して、是正勧告を行い、一定期間内に改善策の提出、実施を求めることができる。事業者が当該期間内に改善することができなかつたときは、本市は、事業契約を解除することができる。

(イ) 事業者が倒産し、又は事業者の財政状況が著しく悪化し、その結果、事業契約

に基づく事業の継続的履行が困難と合理的に考えられる場合、本市は事業契約を解除することができる。

(ウ) 上記(ア)及び(イ)により本市が事業契約を解除した場合、事業者は、本市に生じた損害（交付金が適用されなくなった場合には、本市への交付額の減少分を含む。）を賠償しなければならない。

イ 本市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

(ア) 本市の責めに帰すべき事由に基づく債務不履行により事業の継続が困難となった場合、事業者は事業契約を解除することができる。

(イ) 上記(ア)により事業者が事業契約を解除した場合、本市は、事業者が生じた損害を賠償する。

ウ 当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難になった場合

不可抗力その他本市及び事業者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合、本市及び事業者は、事業継続の可否について協議する。

なお、一定の期間内に協議が整わないときは、それぞれの相手方に事前に書面によりその旨の通知をすることにより、本市及び事業者は、事業契約を解除することができる。

エ その他

その他、事業の継続が困難となった場合の措置の詳細は、事業契約に定める。

## 第4章 事業者の募集及び選定に関する事項

### 1 事業者の募集及び選定の方法

応募希望者の自由な提案を期待し、適切な技術力、経験及び実績を持つ事業者を選定することとし、事業の透明性及び公平性の確保に配慮したうえで事業者を選定する総合評価一般競争入札方式（地方自治法施行令第167条の10の2）によるものとする。

入札公告から契約締結に至るまでの流れを次の図-1に示す。

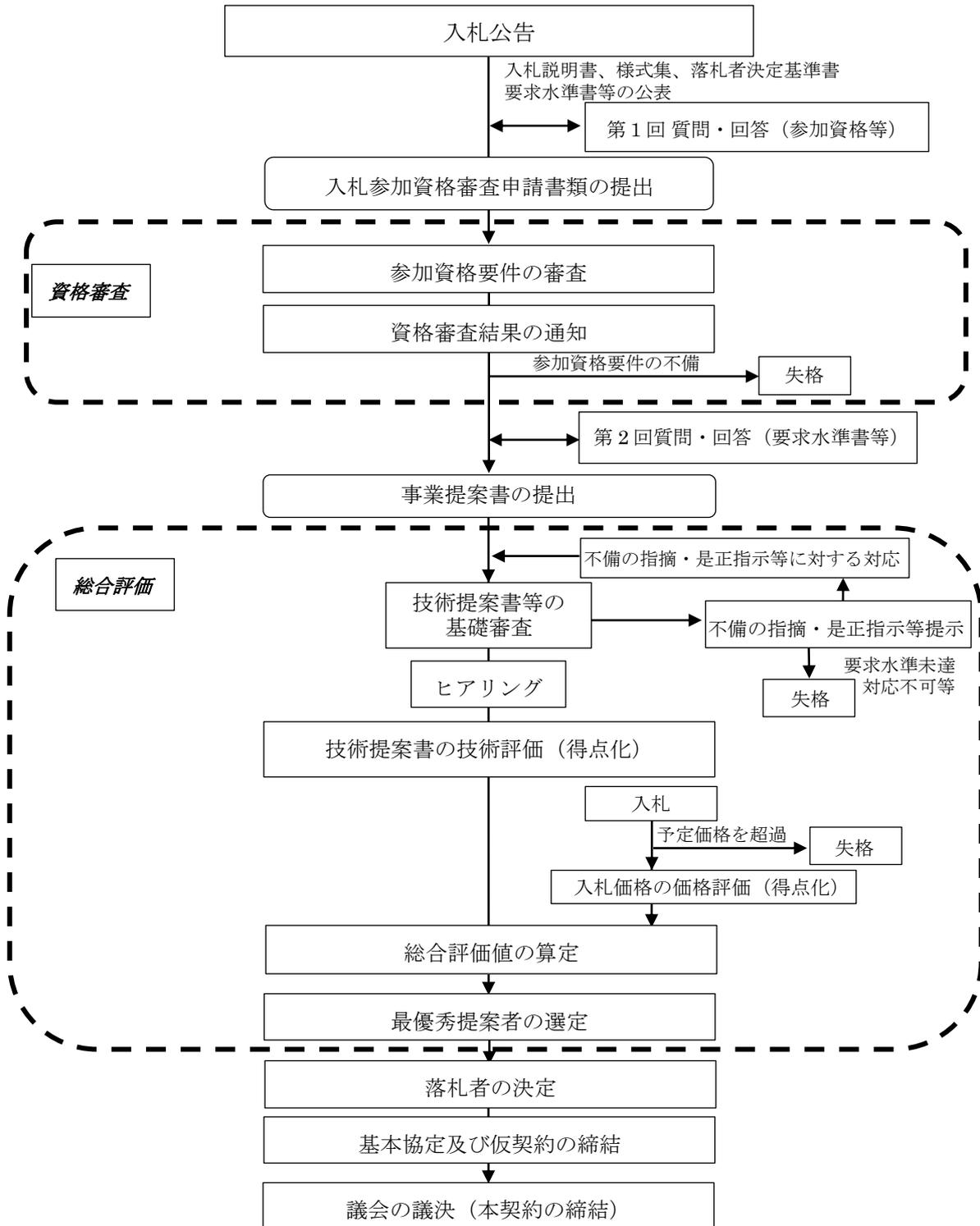


図-1 事業者選定手続き、契約締結までの流れ

## 2 事業者の募集及び選定スケジュール

本事業における事業者の募集及び選定スケジュールは次のとおりとする。

内 容	日 程
① 入札公告及び入札説明書等の公表	令和5年7月14日
② 現地見学、資料閲覧期間	令和5年7月24日～28日
③ 入札説明書等（参加資格関係）に関する質問受付期限	令和5年7月28日
④ 入札説明書等（参加資格関係）に関する質問回答の公表	令和5年8月4日
⑤ 入札参加資格審査書類等受付期限	令和5年8月18日
⑥ 入札参加資格審査結果通知	令和5年8月25日
⑦ 入札説明書等（その他）に関する質問受付期限	令和5年9月1日
⑧ 入札説明書等（その他）に関する質問回答の公表	令和5年9月15日
⑨ 事業提案書受付期限	令和5年11月17日
⑩ 設計図書等の改善指示	令和5年12月1日
⑪ 入札書及び改善後の事業提案書の提出期限	令和5年12月15日
⑫ ヒアリング、技術提案書等審査、開札、入札価格の審査、総合評価の実施、最優秀提案者の選定、講評	令和6年1月15日
⑬ 落札者の公表	令和6年1月下旬
⑭ 基本協定・仮契約締結	令和6年1月下旬
⑮ 本契約締結	令和6年3月下旬

※ スケジュールは、書類提出状況、審査の進捗状況等により日程変更となる場合がある。

## 3 総合評価審査委員会の設置

本市は、応募者の事業提案の審査にあたって、公平かつ専門的知見に基づいて実施するため、学識経験者等で構成される「三木市クリーンセンター施設整備・運営事業総合評価審査委員会」を設置する。審査委員会は次の8名の委員で構成される。

なお、公平な審査を妨げるような接触行為（自己を有利に、又は他の応募者を不利にするような働きかけ）等を行った応募者は失格とする。

役 職	所 属 ・ 氏 名
委員長	神戸大学大学院 工学研究科 教授 中山 恵介
副委員長	京都大学大学院 工学研究科 教授 西村 文武
委 員	三木市 副市長 合田 仁
	三木市 総合政策部長 山本 佳史
	三木市 総務部長 藤原 健二

委員	三木市 都市整備部長 友定 久
	三木市 上下水道部長 錦 昇
	三木市 市民生活部長 降松 俊基

#### 4 入札参加手続き等

##### (1) 入札説明書等の公表

令和5年7月14日（金）に本市の公式ホームページにおいて、入札公告を行い、以下の資料を公表する。

- ア 三木市クリーンセンター施設整備・運営事業 入札説明書
- イ 三木市クリーンセンター施設整備・運営事業 要求水準書 設計・施工業務編
- ウ 三木市クリーンセンター施設整備・運営事業 要求水準書 運営・維持管理業務編
- エ 三木市クリーンセンター施設整備・運営事業 落札者決定基準書
- オ 三木市クリーンセンター施設整備・運営事業 様式集
- カ 三木市クリーンセンター施設整備・運営事業 基本協定書（案）
- キ 三木市クリーンセンター施設整備・運営事業 基本仮契約書（案）
- ク 三木市クリーンセンター施設整備・運営事業 工事請負仮契約書（案）
- ケ 三木市クリーンセンター施設整備・運営事業 運営・維持管理業務委託仮契約書（案）

##### (2) 現地視察参加申請書の受付、回答

本事業への参加希望者を対象に、施設や事業用地等を確認するための現地視察を実施する。

###### ア 現地視察参加申込

現地視察参加申込書（様式第1-1号）、現地視察に関する誓約書（様式第1-2号）に、必要な事項を記載の上、令和5年7月14日（金）午前8時から令和5年7月21日（金）正午までに、電子メールの添付ファイルとして、本市連絡先 第5章 7.連絡先(1)宛に送信すること。

なお、電子メールの件名は「現地視察参加申込」と表記すること。

本市は、電子メール受信後に、着信確認が完了したことを当該電子メールに返信する。

万一、令和5年7月21日（金）午後4時30分までに、返信がない場合、本市連絡先 第5章 7.連絡先(1)に示す担当者まで連絡のこと。

###### イ 現地視察参加申込への回答

本市は、現地視察の参加申込状況により日程、時間帯を調整し、参加申込者に電子メールにて案内する。（案内の着信確認が完了したことを返信すること。）

###### ウ 現地視察予定日

令和5年7月24日（月）から令和5年7月28日（金）

###### エ 留意事項

- ・現地視察の日程、時間帯は、希望に添えない場合もある。

- ・現地視察は、最大3時間程度を予定している。
- ・現地視察では、入札説明書等に関する質問・意見は受付けない。
- ・現地視察での案内箇所は、予め本市で決定した箇所のみとする。
- ・現地視察における写真撮影は可能であるが、個人を含む撮影は禁止とする。また、本市職員より撮影禁止箇所の指示があった個所については撮影を禁止する。

### (3) 入札説明書等への質問、回答

入札説明書等に対する質問及び回答は、参加表明書提出前の段階と、参加表明書、参加資格審査書類提出後、参加資格審査結果通知により資格ありと通知を受けた参加者が行う2回とする。

1回目の入札説明書等に対する質問及び回答は、主に事業への参加資格を確認するものであり、2回目の質問及び回答は、主に本市のその他（要求水準等）に対する確認となる。

#### ア 入札説明書等に対する質問の受付、回答

入札説明書等に関する質問を以下のとおり受け付ける。

#### イ 第1回受付期間（参加資格関係）

令和5年7月21日（金）から令和5年7月28日（金）必着。

※受付時間は午前9時から午後5時までとする。

#### ウ 第1回質問への回答

令和5年8月4日（金）公表

#### エ 第2回受付期間（その他）

令和5年8月25日（金）から令和5年9月1日（金）必着。

※受付時間は午前9時から午後5時までとする。

#### オ 第2回質問への回答

令和5年9月15日（金）公表

#### カ 提出方法

質問について、簡潔にまとめ、入札説明書等に関する質問書（様式第2号）に記入し、原則電子メールにより提出すること。

なお、持参、郵送、宅配便による場合は、入札説明書等に関する質問書（様式第2号）が記録された電子ファイルをCD-R等に保存して提出することとし、電子メールによる場合は、当該電子ファイルを電子メールに添付して送付し、電話により着信を確認すること。

また、第2回の質問受付については、参加資格審査結果通知により資格ありと通知を受けた代表企業のみ質問書の提出ができるものとする。

- ・ 質問及び意見の送付先：第5章 7.連絡先（2）
- ・ 電子メール到着確認に関する問合せ先：第5章 7.連絡先（2）
- ・ 提出書類：入札説明書等に関する質問書（様式第2号）

文書形式は、Microsoft Word形式とすること。

#### キ 回答方法

質問に対する回答は、本市公式ホームページにて公表する。ただし、質問者名は公表しない。また、電話等による問合せには一切応じない。

なお、質問者の競争上の地位その他正当な利益の保護の観点から、不開示とすることが妥当であると本市が判断したものについては、質問及び回答を公表しない場合がある。

(4) 入札参加資格審査書類の提出

入札参加資格審査書類については、代表企業が提出するものとする。

ア 提出期間

令和5年8月7日（月）から令和5年8月18日（金）までのそれぞれ午前9時から午後5時まで。

イ 提出方法

持参による

ウ 提出書類

様式集（様式第3号から様式第7号）による

エ 提出場所

第5章 7.連絡先(2)

(5) 入札参加資格審査結果の通知

参加表明書及び資格審査申請書の提出期限の最終日を入札参加資格審査基準日とし、本事業の参加資格の審査を行う。

当該審査結果については、応募者の代表企業に対して令和5年8月25日（金）に、本市から電子メール及び書面により以下の内容も併せて通知する。

なお、参加資格を有すると認められた者の企業名及び企業数等については公表しない。

ア 入札参加資格審査結果

入札参加資格がないと認められた者には、理由を付して通知する。

イ 事業提案書作成及び提出に関する案内（提案者番号等）

(6) 入札参加資格がないと認められた理由の説明要求及び回答

入札参加資格がないと認められた者は、その理由について次のとおり説明を求めることができる。

ア 提出期限

令和5年9月1日（金）午後5時まで必着。

イ 提出方法

持参による

ウ 提出書類

様式は自由とする

エ 提出場所

第5章 7.連絡先(2)

オ 市からの回答

本市は、入札参加資格がないと認められた者が要求した理由について、速やかに書面により回答する。

(7) 入札参加資格の喪失

入札参加資格審査で入札参加資格ありと認められた者は、その後の落札者決定までの期間に入札参加資格を欠くような事態を生じさせた場合及び各提出書類に虚偽の記載をしたと認められた場合には、入札参加資格を取り消す。

(8) 事業提案書の提出

応募者は、本市の指定する期日までに技術提案内容を記載した書類（以下「事業提案書」という。）を提出する。

なお、本市は応募者の提案内容についてヒアリングを実施することを予定している。

ア 事業提案書

事業提案書は次のとおりとする。

- ・入札提出書類提出届【様式第8号】
- ・技術提案書【様式第9号】
- ・技術提案図書【様式第10号の後に様式任意を添付】

技術提案図書記載事項

- (1) 設計・施工仕様書、運営・維持管理業務仕様書
- (2) 計画図面
  - ・計画フローシート
  - 【新設、更新整備、移設等がわかるようにし、また、旧名称を併記すること。】
  - ・各階機器配置平面図、機器配置断面図
  - 【新名称のみ記載すること】
- (3) 工事工程表
- (4) 設計計算書

ウ 提出期限

事業提案書 令和5年11月17日（金）必着

エ 提出方法

持参による

オ 提出書類

入札提出書類提出届：各1部（代表企業名及び提案者番号を記入）

技術提案書：正1部（代表企業名及び提案者番号のみを記入）

副10部（提案者番号のみを記入）

技術提案図書：正1部（代表企業名及び提案者番号のみを記入）

副10部（提案者番号のみを記入）

※提出書類のデータについては、A4版ファイル形式（A3図面等はA4版にZ折込）とし、電子データ1式（Windows10対応アドビシステムズ社製Acrobat Reader Xで閲覧可能（PDF形式）かつテキスト抽出できる形式。）をCD-Rに収納し提出のこと。

カ 提出場所

第5章 7.連絡先(2)

(9) 事業提案書の基礎審査

本市は事業提案書が、基礎審査項目を満たしているか等の審査を行う。基礎審査項目を1項目でも満たしていないことが確認された場合は、失格とする。

基礎審査の過程においては、事業提案の内容が基礎審査項目に示す事項を満足しない場合、又は疑義がある場合は、当該事業提案を提出した入札参加者に対して確認依頼書（確認事項）による明瞭化作業を実施した後、必要に応じて改善指示を行い、改善後の事業提案書の提出を求めるものとする。

(10) 入札書、事業計画書及び改善後の事業提案書の提出

応募者は、本市の指定する期日までに入札書及び前号により本市の改善指示を受けた場合は、改善後の事業提案書を提出する。

ア 提出期限

入札書及び改善後の事業提案書 令和5年12月15日（金）必着

イ 提出方法

持参による

ウ 提出書類

入札書【様式第11号】：1部（代表企業名及び提案者番号を記入）

入札書参考資料【様式第12号】：正1部（代表企業名及び提案者番号のみを記入）

副10部（提案者番号のみを記入）

事業計画書【様式第13～22号】：正1部（代表企業名及び提案者番号のみを記入）

副10部（提案者番号のみを記入）

改善後の事業提案書：正1部（代表企業名及び提案者番号のみを記入）

副10部（提案者番号のみを記入）

エ 提出場所

第5章 7. 連絡先(2)

(11) 事業提案書の基礎審査結果通知

本市は、応募者から提出された事業提案書について行った基礎審査の結果を各応募者の代表企業に電子メール及び書面により通知する。

(12) ヒアリング、開札

審査委員会は、応募者の事業提案書について、独自技術や事業への取組み等のプレゼンテーションによるアピールの場を設け、本市事業方針の趣旨に沿った提案であるかを評価する。

評価に際しては、落札者決定基準に示す項目毎の定量化（技術評価点）と、価格の入札結果の定量化（価格評価点）を合せた総合評価点を算出し、最優秀提案者を選定する。

ア ヒアリング予定日：令和6年1月15日（月）

ヒアリングを行う順番は事業提案書の提出順とする。

イ 開札予定日：令和6年1月15日（月）

本市は開札を行い、入札価格が予定価格を超えていないことを確認する。

ウ ヒアリング、開札場所：後日指示する。

エ 開札立ち合い等：後日指示する。

オ 再度入札について

開札の結果、全ての応募者の入札価格が予定価格を超える場合（落札候補者がいないと判断された場合）は、再度入札を行う場合がある。

カ 予定価格について

本事業の予定価格は事後公表とする。

### (13) 落札者の通知

審査委員会は、応募者の提案に関する総合評価点により最優秀提案者を選定し、本市はそれを踏まえて落札者を決定する。その結果については、落札者に電子メール及び書面により通知するとともに、本市公式ホームページに公表する。

・落札者の通知：令和6年1月下旬

## 5 入札参加にあたっての留意事項

### (1) 入札説明書等の承諾

応募者は、入札説明書等に記載された内容を承諾の上、応募すること。

### (2) 入札参加に係る費用

資格審査申請書類、提案書の作成及び提出に係る費用は、全て応募者の負担とする。

### (3) 公正な入札参加の確保

応募者は、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」（昭和22年法律第54号）に抵触する行為を行ってはならない。

なお、後日、不正な行為が判明した場合には、本市は契約の解除等の措置をとることがある。

### (4) 入札の辞退

参加表明書の提出以降、入札を辞退する場合、代表企業は、事業提案書の提出期限までに、入札辞退届（様式第23号）を提出すること。入札の辞退は撤回できないものとする。

また、代表企業が、当該提出期限までに事業提案書を提出しない場合は、辞退したものとみなす。

### (5) 提出書類の取扱い

#### ア 著作権

応募者が提出した技術提案書及び技術提案図書の著作権は、応募者に帰属する。

ただし、審査委員会が本事業の公表等に関し必要と判断した場合には、当該応募者に確認の上、その一部又は全部を無償で使用できる。

また、落札者以外の提案については、本事業に関連する目的以外には使用しない。

なお、提出を受けた書類は返却しない。

#### イ 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利となっている工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用したことに起因する責任は、提案を行った応募者が負う。

#### ウ 複数提案の禁止

応募者は、複数の提案を同時に行うことはできない。

#### エ 提出書類の変更禁止

応募者は、事業提案書の不備の指摘及び是正指示による修正、補完等を除き、提出書類の変更はできない。

#### (6) 本市が提供する資料の取扱い

応募者（入札を辞退した者を含む）は、本市が提供する資料（入札説明書等等）を、本事業の入札にかかる検討以外の目的で使用することはできない。

#### (7) 使用言語、単位及び時刻

本事業の入札参加に関して使用する言語は日本語、単位は計量法に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

#### (8) 入札の中止

天災地変等やむを得ない理由により入札の執行ができないときは、これを延期し、又は中止する場合がある。

応募者の談合の疑い、不正不穏行動等により応募を公正に執行できないと認められるときは、入札の執行を延期し、又は中止することがある。

なお、中止等の場合において、書類作成等のために応募者がその時点までに費やした費用は、全て応募者の負担とする。

### 6 応募者の参加資格要件

応募者は、次の示す構成及び参加資格要件をすべて満たすものとする。

#### (1) 応募者の構成

ア 応募者は、「(2) 応募者等の参加資格要件」を満たす設計・施工業務、運営・維持管理業務を実施する単独企業又は複数の企業で構成されるグループとする。

イ 応募者の中から「(2)ア (ア) 本施設のプラント設備の設計・施工を行う者の要件」をすべて満たす1社を「代表企業」として定めるとともに、当該代表企業が応募手続を行うこととする。なお、参加資格審査申請書提出時には構成するメンバー（以下「構成員」という。）を明らかにすること。

ウ 応募者の構成員の変更は認めない。ただし、特段の事情があると本市が認めた場合は、この限りではない。

エ 応募者の構成員は、他の応募者の構成員となることはできない。

オ 本事業の建設工事の施工において、JVを設立する場合の要件は以下のとおりとする。

- (ア) 代表企業が共同企業体の代表者になるものとする
  - (イ) 共同企業体は特定共同企業体とし、結成方法は自主結成とする。
  - (ウ) 共同企業体の形態（共同施工方式、分担施工方式）は、任意とする。
  - (エ) 契約を締結した共同企業体の有効期間は、当該工事の完成後3ヶ月を経過した日までとする。ただし、当該有効期間満了後であっても、当該工事につき契約不適合責任がある場合には、各構成員は連帯してその責を負うものとする。
- カ 本事業の運営事業において、特別目的会社（以下「SPC」という。）の設立は任意とする。なお、SPCを設立する場合の要件は以下のとおりとする。
- (ア) SPC を設立する場合、代表企業は運営事業者の最大の出資者（出資割合 50% 超）になるものとする。
  - (イ) 運営事業者への出資は落札者の構成員全員によるものとし、落札者の構成員以外の者の出資を認めない。

## (2) 応募者等の参加資格要件

入札に参加することができる者は、資格審査により入札参加資格を有すると決定された者で、次に掲げる条件をすべて満たし、事業に係る入札参加資格の確認を受けた者とする。

### ア 本事業の各業務を行う者の要件

本事業の各業務を行う者の要件は以下に示すとおりである。

#### (ア) プラント設備の設計・施工を行う者の要件

工事事業者のうちプラント設備の設計・施工を行う者は、次の要件を全て満たす者とする。ただし、本業務を複数の者で行う場合は、少なくとも主たる業務を担う1社（代表企業）が次の要件を全て満たし、他の者は下記の要件のいずれかを満たす構成員とすること。

- ① 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による清掃施設工事に係る特定建設業の許可を受けていること。
- ② 2013年4月1日以降に、汚泥再生処理センターの新築工事又はし尿処理施設から汚泥再生処理センターへの改造工事の施工実績（履行中のものを除く。）を元請として有すること。（共同企業体による施工の場合は、出資比率20%以上の構成員に限る。）
- ③ 工事の着手に際して、清掃施設工事を担当する者は、清掃施設工事業の監理技術者を専任で配置すること。なお、配置する監理技術者については、参加表明書の受付日から起算して過去3カ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係があること。このほか、施工に際して必要となる建設業法の規定による監理技術者等を配置すること。

#### (イ) 本施設の運営を行う者の要件

本施設の運営・維持管理業務を行う者は、次の全ての要件を満たす者であること。ただし、本業務を複数で行う場合は、少なくとも1社が以下の要件を全て満たす構成員であること。

- ① 2013年4月1日以降に、汚泥再生処理センター又はし尿処理施設の1年以上の運転管理実績を元請け（SPCから主たる業務を受託したものを含む。）として有すること。
- ② 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第21条に規定する技術管理者となる資格（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第17条第1項第1号、第2号及び第4号に規定に該当する者）を有する者を配置できること。この場合において、規則第17条第4号「同等以上の知識及び技能を有すると認められる者」とは、平成4年度以降、一般財団法人 日本環境衛生センターの開催する技術管理者講習（し尿・汚泥再生施設コース）を終了し、認定証「し尿・汚泥再生処理施設技術管理士」を受けた者とする。

### （3）応募者の制限

次に該当する者は、応募者となることはできない。

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
- イ 入札参加資格審査書類提出時において、本市競争入札参加資格者名簿に登録されていない者
- ウ 参加申込期限（確認基準日）及び開札日において、三木市指名停止基準に基づく指名停止を受けている者
- エ 経営不振の状態（破産の申立てがされたとき、再生手続開始の申立てがされたとき、更生手続開始の申立てがされたとき及び手形又は小切手が不渡りになったときをいう）である者
- オ 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第9条の規定に該当する者
- カ 国税及び地方税を滞納している者
- キ 廃棄物処理法に基づく罰金刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者。
- ク 自己又は自社の役員等が、次のいずれかに該当する者、及び次に掲げる者が、その経営に実質的に関与している者。
  - （ア） 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
  - （イ） 暴力団員（暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ）
  - （ウ） 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
  - （エ） 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
  - （オ） 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
  - （カ） 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
  - （キ） 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- ケ 応募者が、以下の本市が本事業の支援業務を委託している者及びその者と当該業務

において提携関係にある者、又はこれらの者との資本面もしくは人事面において関連がある者

(ア) 三木市クリーンセンター施設整備・運営事業に係る事業者選定支援業務委託者  
株式会社日産技術コンサルタント

(イ) 当該業務委託者の法的側面における提携事業者  
荒鹿法律事務所

コ 「三木市クリーンセンター施設整備・運営事業総合評価審査委員会」の委員と資本面及び人事面において関連がある者

#### (4) 落札後の手続き

##### ア 基本協定の締結

本市と落札者は落札者決定後速やかに、事業契約の締結に向けた相互の協力義務、SPCの設立等について規定した基本協定を締結する。

##### イ SPCの設立（設立する場合）

落札者は、基本協定の締結後、会社法（平成17年法律第86号）に規定される株式会社である取締役会設置会社、監査役設置会社、会計監査人設置会社、かつ、株券不発行会社として、次の要件をすべて満たさなければならない。

(ア) SPCの本店は本市内に所在すること。なお、設計・施工業務期間中も市内に所在することとし、施設内に本店を置くことは可とする。

(イ) 応募者のうち、代表企業及び構成員はSPCに出資を行うこと。なお、代表企業の議決権付普通株式の保有割合は、設立時から事業期間を通じて100分の50を超えるものとする。

(ウ) SPCの定款において、会社法第326条第2項に従い監査役及び会計監査人の設置を定め、会計監査人の監査を受けた財務書類を本市に提出すること。

(エ) SPCの株主は、本市の同意なくして運営事業者の株式の譲渡、これに対する担保権の設定その他の処分を行わないこと。

##### ウ 契約内容に関する協議

本市と落札者は、基本協定に基づき事業契約の趣旨・解釈を明確化するための協議をおこなうものとする。

## 第5章 落札者の決定に関する事項

### 1 入札に関する注意事項

#### (1) 入札の延期等

本市が必要と認めるときは、入札を延期、中止し、又は取り消すことがある。この場合において、応募者は異議を申し立てることはできず、損害を受けることがあっても、その賠償を請求することはできないものとする。

#### (2) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消す。

ア 入札参加資格に必要な資格のない者又は提出書類に虚偽の記載をした者の入札

イ 同一の入札について2以上の入札をした者の入札

ウ 同一の入札について2以上の応募者の代理人となった者のした入札

エ 入札金額を訂正した入札

オ 入札金額、住所、氏名、押印その他入札要件を認定しがたい入札

カ 競争を制限する目的で他の応募者と入札価格又は入札意思について相談を行い、独自に入札価格を定めなかった者のした入札

キ 落札者の決定前に、他の応募者に対し入札価格を意図的に開示した者のした入札

ク 事業提案書を提出しなかった者のした入札

ケ 入札参加申請書等及び入札書類の説明を求めた場合において、正当な理由なくこれを拒否した者のした入札

コ 当該入札において談合情報が寄せられ、次により談合があったものと認定された場合（談合情報と最優秀提案者が一致している場合で、次の(ア)から(エ)のいずれかに該当する場合は、当該入札を無効とする。

(ア) 当該談合情報における落札予定金額、率等が入札結果と一致している場合

(イ) すべての応募者の入札結果が当該談合情報と一致している場合

(ウ) 入札結果と落札予定金額（率）との差額が僅少で、入札結果又は入札書参考資料に不自然な事実がある場合

(エ) その他談合の事実を示す具体的な物証又は証言がある場合

### 2 提案書の審査

(1) 応募者から提出された提案書は、落札者決定基準に基づき、審査委員会において審査を行い総合評価値を算出し、最も得点の高い者を最優秀提案者として選定する。

(2) 総合評価値の最も高い応募者が2者以上あるときは、技術評価点が最も高い応募者を最優秀提案者として選定するものとする。技術評価点についても同点である場合は、当該応募者にくじを引かせて最優秀提案者を決定するものとする。

(3) 応募者が1者であっても、落札者決定基準に基づき事業提案書に係る審査を行う。

### 3 落札者の決定

本市は、審査委員会による最優秀提案者選定結果を踏まえて、落札者を決定する。

### 4 本契約締結までの取扱い

本件業務は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得に関する条例第2条の規定に該当するため、落札者とは工事請負仮契約及び運営・維持管理業務委託仮契約を締結し、議会の議決を経た後に正式契約となる。なお、議会の議決が得られなかったことにより落札者に損失が生じても、本市は一切の責めを負わない。

また、議会の議決日までの期間中に、落札者が指名停止処分を受けた場合、又は落札者と契約を締結することが著しく不適當であると判断された場合には、当該落札者を欠格とし、予定価格の制限の範囲内で、他の最終審査対象者のうち、最も総合評価値の高い最終審査対象者を落札者とすることがある。

### 5 事業契約に関する事項

本市と落札者は、基本協定締結後、基本契約、工事請負契約及び運営・維持管理業務委託契約の締結に向け、契約内容について協議する。なお、契約内容の協議は契約書案の詳細の協議を行うものであり、入札説明書等に規定された内容及び条件の変更を行うものではない。

#### (1) 基本協定書の締結

- ア 基本協定書（令和6年1月下旬予定）  
対象者：落札者

#### (2) 事業契約の締結

- ア 基本仮契約（令和6年1月下旬予定）  
対象者：落札者及び落札者が設立する運営事業者
- イ 工事請負仮契約（令和6年1月下旬予定）  
対象者：工事事業者
- ウ 運営・維持管理業務委託仮契約（令和6年1月下旬予定）  
対象者：運営事業者

#### (3) 入札保証金及び契約保証金等

- ア 入札保証金の額  
入札保証金は免除とする。
- イ 契約保証金の額
  - (ア) 設計・施工期間  
契約金額の100分の10とする。
  - (イ) 運営・維持管理期間  
年間業務委託料の100分の10とする。
- ウ 契約保証金の免除  
入札者が三木市契約規則（平成4年3月30日 規則第9号）第26条第1項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部を免除することができる。

エ 前金払

前金払は、工事請負契約金額の 40 パーセント以内とする。ただし、限度額は 50,000 千円とする。

## 6 その他

(1) 落札者が提出した事業提案書等の提案内容は、本市からの指示がない限り全て契約内容として取り扱う。また、本市と契約締結後、その者の責により、提出された提案内容が履行できない場合は、次のとおりとする。

ア 提案内容と実施設計及び施工等の内容に著しい差異があるときは、契約解除を行うことができ、また、指名停止等措置要領に基づく指名停止を行うことができる。

イ 要求水準書に規定する性能試験の際、提案内容と差異があるときは、設備の改善を命じることができる。

ウ 提案内容が履行できなかった場合（再度の施工が困難あるいは合理的でない場合に限る。）には、減額変更契約の対象とし、また、損害賠償を請求することができるものとする。

エ 維持管理費用などの将来にわたる提案についても、誠意をもって本市との協議に応じること。

オ 本入札説明書を含む入札説明書等に定めのない事項については、地方自治法、地方自治法施行令、三木市契約規則、その他入札契約に関する法令等の定めるところによる。

カ 工事業業者及び運営事業者は第三者賠償保険等必要な保険に必ず加入しなければならない。

(2) 審査結果は、落札者決定後、速やかに入札参加者に通知するとともに本市ホームページで公表する。電話による問い合わせには応じない。

(3) 本業務に関する各種データ・情報等は、責任をもって管理し、本業務以外で使用してはならず、本市の事前の承諾なしに第三者に開示してはならない。

## 7 連絡先

(1) 現地見学、資料閲覧に関する問い合わせ（午前 8 時から午後 4 時 30 分）

三木市 市民生活部 環境課（三木市クリーンセンター）

〒673-0434 兵庫県三木市別所町小林525-2

電話：0794-83-2212 FAX：0794-83-2441

メールアドレス：[kankyo@city.miki.lg.jp](mailto:kankyo@city.miki.lg.jp)

(2) 入札事務に関する問い合わせ（午前 8 時 30 分から午後 5 時）

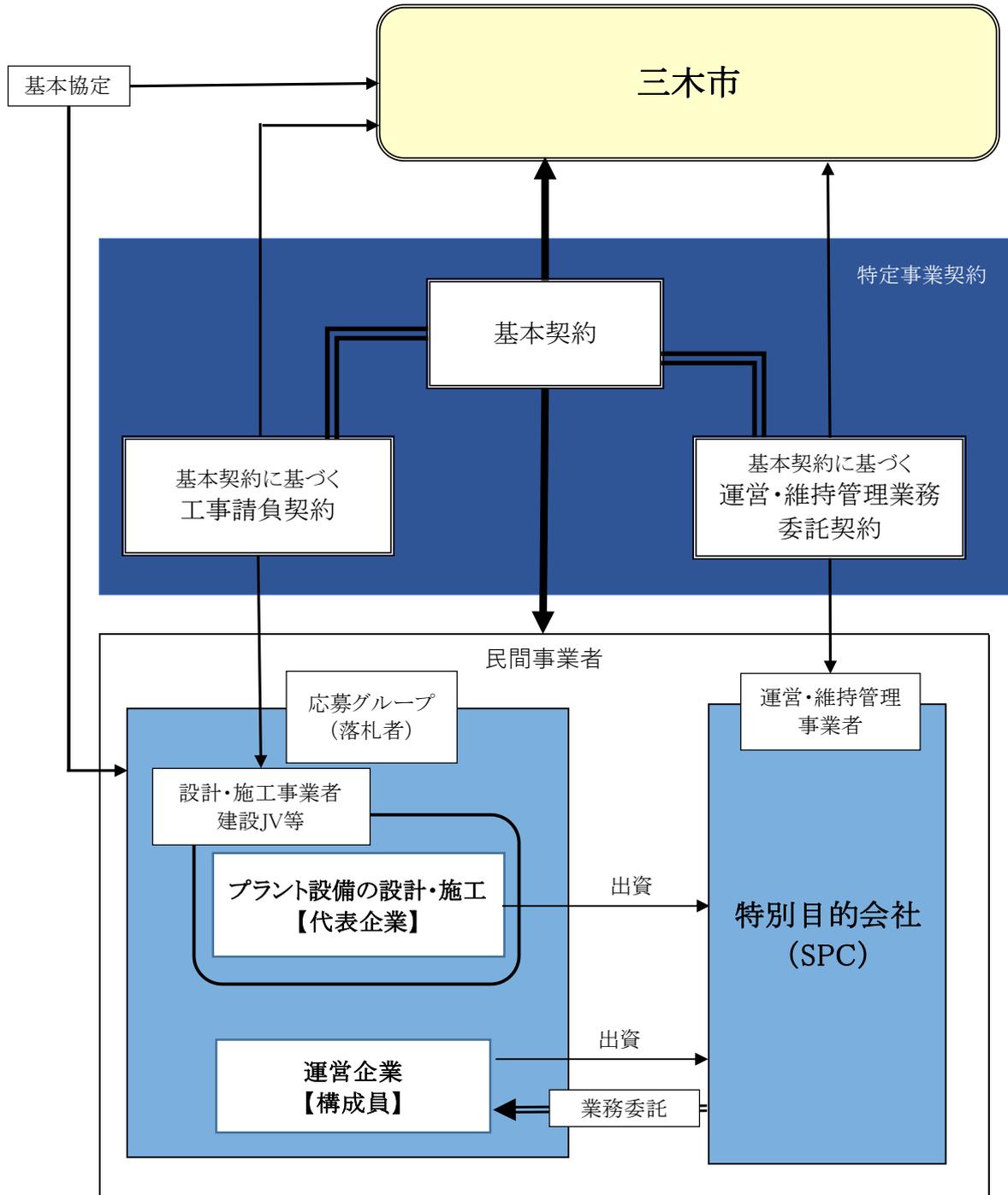
三木市 総務部 財政課 契約係

〒673-0434 兵庫県三木市上の丸町10番30号

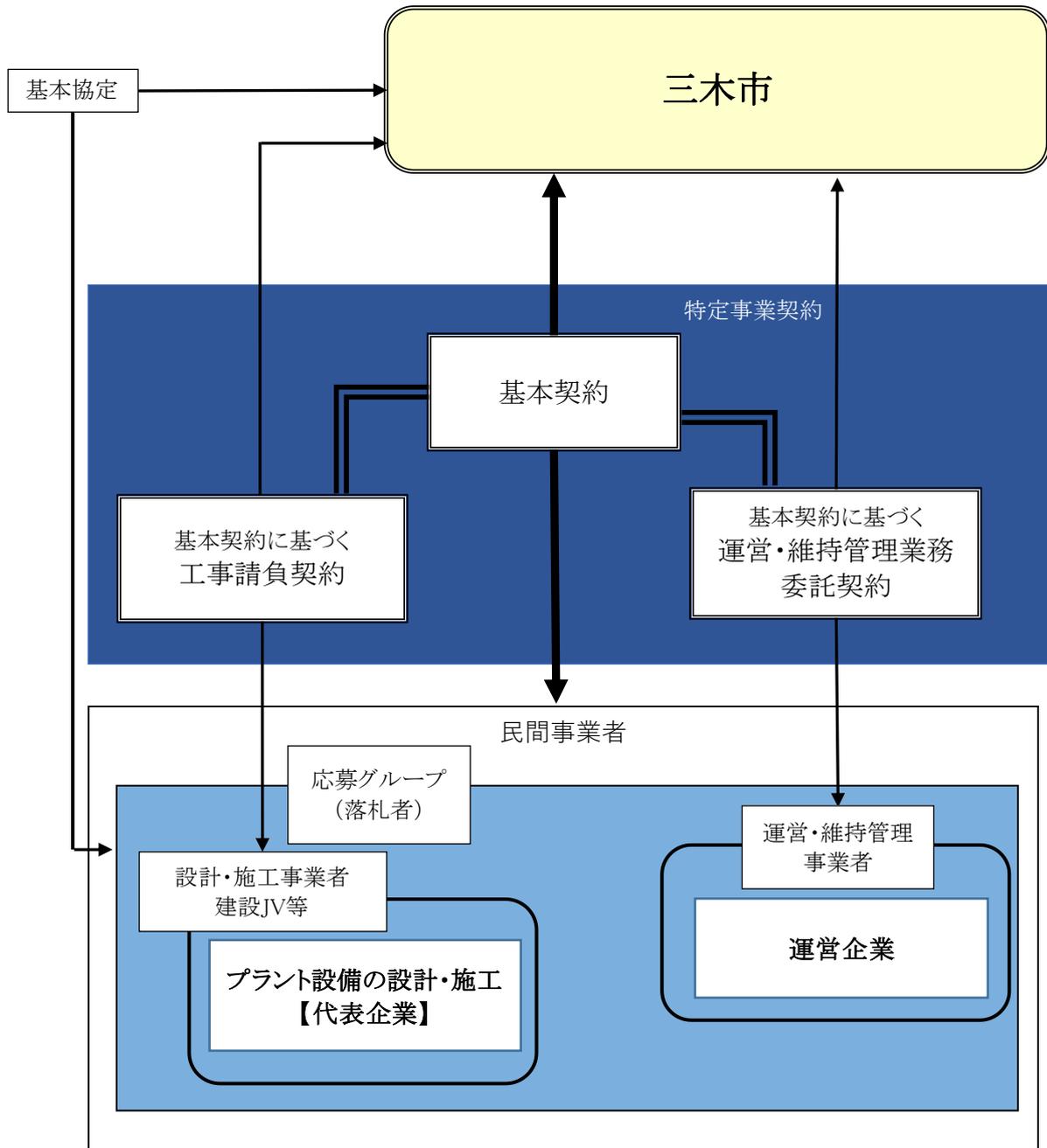
電話：0794-82-2000 FAX：0794-89-2410

メールアドレス：[zaisei@city.miki.lg.jp](mailto:zaisei@city.miki.lg.jp)

入札説明書添付資料- 1-1 事業スキーム図 (SPC を設立する場合)



入札説明書添付資料-1-2 事業スキーム図 (SPC を設立しない場合)



入札説明書添付資料-2 入札書等の提出用封筒作成要領

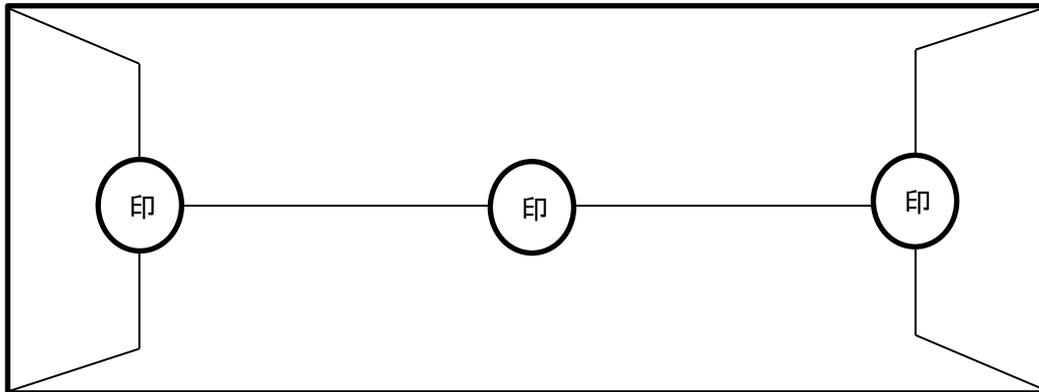
1. 入札書等の提出は、封筒に入れ封印すること。
2. 封筒には、入札書及び入札書参考資料を封かんの上、入札書等在中、事業名称、入札参加者番号、(応募グループの場合は、代表企業の) 商号又は名称、代表者名を記載すること。  
※ 封筒のサイズは自由とします。

[封筒表面]

「入札書等 在中」  
事業名称 三木市クリーンセンター施設整備・運営事業

入札参加者番号 〇〇  
商号又は名称 株式会社 〇〇 (印)  
代表者氏名 代表取締役 〇〇〇〇 (印)

[封筒裏面]



※糊付けして割り印

入札説明書添付資料-3 事業者に支払う対価について

1 対価の構成

本事業において本市が事業者を支払う対価の構成は、次のとおりである。

対価の構成	対象業務
設計・施工業務に係る対価	① 設計・施工業務 ② その他上記項目の関連業務を含む
運営・維持管理業務に係る対価	① 運営・維持管理業務（計量業務を含む） ② その他上記項目の関連業務を含む

2 対価算定方法

(1) 設計・施工業務に係る対価

区分	支払の対象となる費用	対価の算定方法
設計・施工業務に係る対価	① 設計・施工業務費用 ② その他費用	・設計・施工業務に係る対価 ・本市の示す支払い限度額、交付金年度計画に対する出来高から算定する

(2) 運営・維持管理業務に係る対価

運営に係る業務委託料の算定方法は次のとおりである。

区分	支払の対象となる費用	対価の算定方法 <sup>※1</sup>
運営・維持管理業務委託料 A	固定費 i 人件費、その他運営に係る諸費用 ・人件費 ・事務費（旅費、消耗品、印刷等） ・保険等 ・その他費用	<ul style="list-style-type: none"> <li>各支払期の固定費 i、ii</li> <li>= [事業者が提案した各年度の固定費 i、ii（左欄対象費用の合計金額）] ÷ 各年度の支払い回数（12回/年）</li> </ul>
	固定費 ii 運転管理費用 ・電気基本使用料、水道基本料金 ・油脂類費 ・測定・分析費 ・清掃、精密機能検査費等	
	固定費 iii 補修費用 ・点検・整備費、更新費、部品費等	
運営・維持管理業務委託料 B	変動費用 ・薬品費 ・光熱水費（電力等の基本料金を除く） ・その他費用（処理量に応じて増減する費用で、合理的な説明を付すことにより事業者が提案できる。）	<ul style="list-style-type: none"> <li>各支払期の変動費</li> <li>= 各支払期の処理量（実績値）<sup>※2</sup> × 提案単価（円/k1）</li> <li>※入札価格の算定にあたっては、以下のとおりとする。変動費 = 各年度処理量（計画値）<sup>※3</sup> × 提案単価（円/k1）</li> </ul>

※1：各支払い時期の運営・維持管理業務に係る対価は、1円未満を切り捨てるものとする。

※2：「各支払期処理量（実績値）」は、トラックスケールにて計量した搬入量とし、単位は(k1)、少数点以下は切り捨てるものとする。

※3：「各年度処理量（計画値）」は、要求水準書を参照すること。

### 3 対価の支払方法

#### (1) 設計・施工業務に係る対価

工事請負契約による。

設計・施工期間における各会計年度の支払限度額及び出来高予定額は、落札者の提案内容を踏まえて本市にて作成し、契約書作成時に通知する。

#### (2) 運営・維持管理業務に係る対価

運営に係る業務委託料の支払い方法は、次のとおりである。

##### ア 施設の運営に係る業務委託料の支払い方法

###### (ア) 支払い回数

業務委託料A（固定費 i・固定費 ii・固定費 iii）：毎月 1 回

業務委託料B（変動費）：毎月 1 回

(イ) 本市は、本施設の引き渡し後、運営・維持管理委託業務契約書の規定に従い、毎月の月報を受領した場合、当該受領日から 10 日以内に事業者に対して業務確認結果を通知する。事業者は、当該通知に従い速やかに直前の 1 ヶ月に相当する運営・維持管理業務委託料に係る請求書を本市に提出する。本市は請求を受けた日から 30 日以内に、事業者に対して当該運営・維持管理業務委託料を支払う。ただし、本市は、モニタリングを行った結果、是正勧告を行うに至った場合には、当該是正勧告の対象となる事象が解消される日まで該当する期間にかかる業務委託料の支払いを留保することができるものとする。この場合、事業者は、改善確認の通知を本市から受領した後速やかに当該通知に従い、留保が解消された業務委託料に係る請求書を本市に提出し、本市は請求を受けた日から 30 日以内に、事業者に対して当該運営・維持管理業務委託料を支払う。

(ウ) 業務委託料A（固定費 i、固定費 ii、固定費 iii）の 1 回あたりの支払額は、事業者が提案した各年度の固定費を 12 で除した金額とする。固定費 iii については、本市と事業者が協議のうえ、補修計画の見直しにより、各年度の支払額を見直すことができる。ただし、当該固定費 iii の事業期間中の総額は変更しない。

(エ) 業務委託料B（変動費）の 1 回あたりの支払額は、各支払期の処理量（実績値）×提案単価（円/k1）によるものとする。

### 4 物価変動等による改定

#### (1) 物価変動等の指標

##### ア 設計・施工業務に係る対価

工事請負契約書による。ただし、本市は、国等からスライド条項の活用に係る通達等が出された場合で、事業者から申出等があったときは、誠意をもって協議を行うものとする。

なお、当該協議に際して、その内容に合理性及び妥当性があると認める場合、前述の事業者提案に基づき、請負代金額の見直しに係る協議を行うものとする。

##### イ 運営・維持管理業務に係る対価

運営・維持管理業務委託料のうち、改定の対象となる費用及び各費用に対応した物価変動等の指標を以下に示す。

なお、当該指標は、落札者決定後、落札者の提案する指標について合理性及び妥当性があると本市が認める場合、本市及び事業者は、協議を行い落札者の提案する指標により事業契約を締結することができる。

区分		改定の対象となる費用等	指標
運営・維持管理業務委託料 A	固定費 i	・人件費	「毎月勤労統計調査/調査産業計（事業所規模 30 人以上）/現金給与総額指数/兵庫県平均」（厚生労働省）
		・その他	「消費税を除く企業向けサービス価格指数/総平均」（日本銀行調査統計局）
	固定費 ii	・電気基本料金、水道基本料金	各供給事業者等との需給契約が変更された場合、本市と事業者が変更内容をもとに協議し、本市が変更等を決定する。
		・油脂類費	「消費税を除く国内企業物価指数/化学工業製品/有機化学工業製品」（日本銀行調査統計局）
		・その他（上記以外）	「消費税を除く企業向けサービス価格指数/総平均」（日本銀行調査統計局）
固定費 iii	・補修費等	「消費税を除く企業向けサービス指数/自動車整備・機械修理/機械修理」（日本銀行調査統計局）	
運営・維持管理業務委託料 B	変動費単価	・薬品費	「消費税を除く企業向けサービス価格指数/化学工業製品/無機化学工業製品」（日本銀行調査統計局）
		・光熱水費（電力等の基本料金を除く）	各供給事業者等との需給契約が変更等された場合、本市と事業者が変更内容をもとに協議し、本市が変更等を決定する。
		・その他（上記以外）	「消費税を除く企業向けサービス価格指数/総平均」（日本銀行調査統計局）

## (2) 改定の条件

運営・維持管理業務委託料の支払額については、改定のための確認を年 1 回行うものとする。

改定時の指標と前回改定時の指標を比較し、±3.0%（下記（3）ア α に示す改定割合に±0.031 以上の増減があった場合であり、小数点以下第 3 位未満に端数が生じた場合は、小数点以下第 3 位未満は切り捨てるものとする）を超過する増減があった場合に改定を行うものとする。なお、事業者は変動の有無にかかわらず、本市への書面により毎年報告を行うこと。

毎年、8 月末時点で公表されている最新の指標（直近 12 ヶ月の平均値）に基づき、9 月末までに見直しを行い、翌年度の運営・維持管理業務委託料を確定する。改定された運営・維持管理業務委託料は、改定年度の翌年の第 1 支払期の支払から反映させる。ただし、電力基本料金及び電気使用料の変更に伴う運営・維持管理業務委託料の改定時期は、本市と事業者との協議により別途定めることができる。

初回の改定は、令和 8 年 8 月末時点で公表されている最新の指標（直近 12 ヶ月の平均値）に基づき、令和 8 年 9 月末までに見直しを行い、令和 9 年度の運営・維持管理業務委託料を確定する（比較対象は令和 5 年 11 月末時点で公表されている最新の指標（直近 12 ヶ月の平均値）とする。）。改定された運営・維持管理業務委託料は、令和 9 年度の業務に対する支払から反映される。なお、初回改定時の基準額は事業契約に定めた額となる。

## (3) 改定の計算方法

### ア 算定式

運営・維持管理業務委託料のうち、改定の対象となる費用については、次式に従い見直しを行う。

$$Y = a \times X$$

Y：改定後の当該費用（税抜）

X：前回改定後の当該費用

（税抜、第1回目の改定が行われるまでは事業契約に示された当該費用）

a：改定割合（改定時の指数/前回改定時の指数）

注1）当該指数については、「（1）物価変動等の指標」に示すとおりである。

注2）改定が行われるまでは契約締結年度における当該指数とする。

注3）当該改定割合に小数点以下第3位未満に端数が生じた場合は、小数点以下第3位未満を切り捨てる。

#### イ 消費税及び地方消費税の改正による改定

運営期間中に消費税及び地方消費税が改正された場合、本市の事業者への支払にかかる消費税及び地方消費税については、本市が改定内容に合わせて負担する。

#### （4）その他例外的な改定について

固定費、変動費を構成する費目のうち、（1）から（3）による改定方法が適当でないと本市が認めた費目については、本市と事業者が協議の上で別途改定方法を定めるものとする。

## 入札説明書添付資料-4 モニタリング及び運営・維持管理業務委託料の減額等

### 1 モニタリングの目的

モニタリングは、運営・維持管理業務委託料の減額を目的とするものではなく、本市と運営事業者との対話を通じて、本事業が安定して継続できるよう実施状況を一定の水  
準に常に保つことを目的に実施する。

### 2 運営期間中のモニタリング及び運営・維持管理業務水準低下に関する措置（フロー）

本事業における運営期間中の業務水準低下に関する措置は、以下のフローに示すとおりとする。

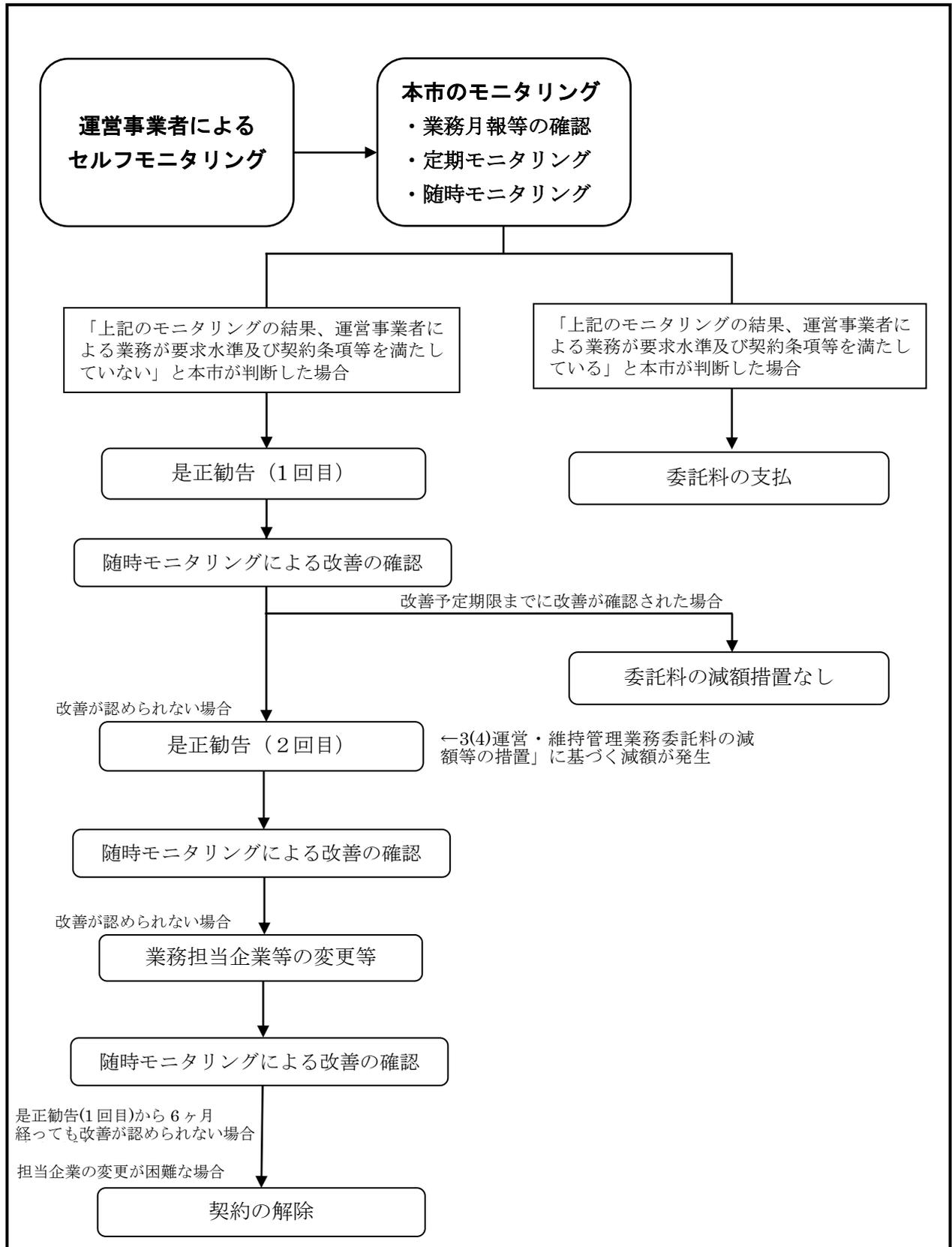


図 運営期間中の業務水準低下に関する措置

### 3 モニタリングの方法及び業務の改善等の措置

#### (1) セルフモニタリング実施計画書の作成

運営事業者は、運営・維持管理業務委託契約締結後、以下の項目を含むセルフモニタリング実施計画書を作成し、本市の承諾を得ること。

- ア モニタリング時期
- イ モニタリング内容
- ウ モニタリング組織
- エ モニタリング手続
- オ モニタリング様式

#### (2) 本市によるモニタリングの方法

本事業における運営・維持管理業務のモニタリングについては、以下のとおりとする。

##### ア 業務月報等の確認

本市は、運営事業者が運営・維持管理業務委託契約、入札説明書等に定める業務内容の実施状況を、運営事業者から本市へ提出される業務月報等で確認する。

##### イ 定期モニタリングと随時モニタリング

本市は、月1回、運営事業者から提出された業務月報等の記載内容、契約の履行状況について確認を行う（定期モニタリング）。その他、随時必要に応じて、本市は本施設の現場調査を行い確認する（随時モニタリング）。

#### (3) 業務の改善についての措置

##### ア 是正勧告（第1回目）

本市は、上記モニタリングの結果から、運営事業者による業務が要求水準及び運営・維持管理業務委託契約の各条項を満たしていないと判断した場合には、その内容に応じて適切な以下の初期対応を行う。

##### (ア) 是正勧告

確認された不具合が、繰り返し発生しているものであるか、初発でも重大であると認めた場合、本市は事業者に適切な是正措置をとるよう是正勧告（第1回目）する。運営事業者は、本市から是正勧告を受けた場合、速やかに改善対策と改善期限（原則 90 日以内）について本市と協議を行うとともに、改善対策、改善期限、再発防止策等を記載した業務改善計画書を本市に提出し、本市の承諾を得ること。

##### (イ) やむを得ない事由による場合の措置

やむを得ない事由により要求水準及び運営・維持管理業務委託契約の内容を満たすことができない場合、運営事業者は本市に対して速やかに、かつ、詳細にこれを報告し、その改善策について本市と協議する。運営事業者の通知した事由に合理性があると本市が判断した場合、本市は、対象となる業務の中止又は停止等の変更を認め、再度の勧告の対象としない。

##### イ 改善の確認

本市は、運営事業者からの改善完了の通知又は改善期限の到来を受け、随時のモニ

タリングを行い、業務改善計画書に沿った改善の実施状況を確認する。

ウ 是正勧告（第2回目）

上記イにおけるモニタリングの結果、業務改善計画書に沿った期間及び内容での改善が認められないと本市が判断した場合、本市は、運営事業者に第2回目の是正勧告を行うとともに、再度、業務改善計画書の提出請求、協議、承諾及び随時のモニタリングによる改善確認の措置を行う。

エ 業務担当企業の変更等

上記ウの手続を経ても第2回目の業務改善計画書に沿った期間及び内容による改善が認められないと本市が判断した場合、本市は当該業務を担当している業務担当企業を変更することを請求することができる。

オ 契約の解除等

本市は業務担当企業の変更が困難である場合又は上記エの業務担当企業の変更を行った後、最長6ヶ月を経て改善効果が認められないと判断した場合、本市が本契約の継続を希望しない時には、本契約を解除することができる。

(4) 運営・維持管理業務委託料の減額等の措置

運営・維持管理業務実施の状況により、以下に示す委託料の減額措置を行う。

ア モニタリングの結果、本市が是正勧告（第2回目）を行った場合、当該事象に対して第2回目の勧告を行った日を起算日（同日を含む。以下同じ。）とし、当該是正勧告の対象となる事象が解消されたことを本市が認める日まで、年365日の日割り計算で運営事業者を支払う運営・維持管理業務委託料（固定費*i*）を減額する。

イ 運営・維持管理業務委託料の減額の程度は、1件の是正勧告に対して固定費*i*の10%とする。なお、複数の是正勧告による固定費*i*の減額の限度は、50%とする。

ウ 事業者の責めに帰すべき事由により、要求水準書に定める保証値の未達成が生じた場合には、ア、イによらず、保証値を未達した日を起算日とし、当該未達成が解消されたことを本市が認める日まで、年365日の日割り計算で固定費*i*の10%を減額する。